

除染対策事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、東日本大震災により発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染の除去が必要な市町村の除染等の推進を図るため、当該市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、「福島県補助金等の交付等に関する規則」（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付の対象及び交付額)

第2条 交付金は、市町村が除染実施計画に基づいて実施する除染作業、除染に伴い必要となる原形復旧措置等作業、除染により生じる除去土壌等を保管する仮置場等の設置及びこれらに類する作業に要する経費のうち環境省が認めるものについて、当該市町村に対して交付するものとする。

2 交付対象経費は除染対策事業実施要領（以下「要領」という。）に定める別表1-1、別表1-2、別表2、別表3及び別表4のとおりとする。

(事務費)

第3条 県は市町村に対して、要領別表5に規定する事務費を交付するものとする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、除染対策事業交付金交付申請書（様式第1号）によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第4条第2項第2号に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 除染実施計画書
- (2) 歳入歳出予算書抄本
- (3) その他知事が必要と認める書類等

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、各1部とする。

4 市町村は、交付金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、事業の属する年度の4月1日以降にあらかじめ除染対策事業交付決定前着手届（様式第1号-2）を知事に提出するものとする。

(交付金交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次に定めるもの以外のものとする。

- (1) 既交付決定額からの増額又は20%を超える減額
- (2) 作業対象敷地面積、輸送量等交付金額算定の基礎となるものの20%を超える増減

(3) 事業内容に係る大幅な変更

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、市町村は、除染対策事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 交付金の変更交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ除染対策事業交付決定前着手届（様式第1号-2）を知事に提出するものとする。

3 規則第6条第1項第3号の規定に基づき知事の指示を受けようとする場合は、除染対策事業繰越承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める交付金について概算払の方法により交付金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき交付金の概算払を受けようとするときは、市町村は、除染対策事業交付金概算払請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求額内訳書
- (2) その他知事が必要と認める書類等

(完了報告)

第9条 交付金の交付を受けた市町村は、交付事業が完了したときは、速やかに除染対策事業完了報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、除染対策事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して60日を経過した日、又は事業完了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 契約書、検査調書等の写し
 - (2) 歳入歳出決算（見込）書抄本
 - (3) その他知事が必要と認める書類等
- 2 規則第6条第1項第3号の規定に基づき、知事の指定を受けて交付事業の完了予定期日を変更した場合において、交付金の交付の決定に係る会計年度が終了した場合は、除染対策事業年度終了実績報告書（様式第7号）を知事が別に定める日までに提出しな

ければならない。

- 3 当初に複数の会計年度に係る交付申請を提出した場合においても、除染対策事業年度終了実績報告書（様式第7号）を知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（交付金の交付の請求）

- 第11条 交付金交付の決定の通知を受けた市町村は、交付事業が完了した場合は、規則第14条の規定による通知の写しを添えて速やかに除染対策事業交付金交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

- 第12条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

期間	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間
財産	1 不動産及びその従物 2 （仮置場等に設置される仮設物を除く）機械及び重要な器具で取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの

- 2 市町村は、事業により取得し、又は効用の増加した財産について、取得財産管理台帳兼取得財産明細書（様式第9号）により記帳整理し、前項に規定する期間内備えておかなければならない。
- 3 市町村は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。
- 4 県は、市町村が規則第18条第1項の規定により財産等を処分した場合は、市町村に対し、その収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命じることができるものとする。

（会計帳簿の整備等）

- 第13条 交付金の交付を受けた市町村は、交付金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、交付事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（消費税仕入控除税額の減額申請等）

- 第14条 市町村は、規則第4条第1項の規定に基づき、交付金の申請をするに当たり、特別会計などの納税事業として事業を実施する場合は、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。

い。ただし、交付申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

- 2 市町村は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第15条 市町村は、事業完了後に消費税の申告により交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに除染対策事業交付金に係る消費税の確定に伴う報告書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずることができる。

附 則 (平成23年23環保第1794号)

この要綱は、平成23年12月9日から施行する。

附 則 (平成23年23環保第1975号)

この改正は、平成24年1月13日から施行する。

附 則 (平成23年23環保第2610号)

この改正は、平成24年3月23日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成23年度予算に係る交付金から適用する。

附則 (平成24年24環保第1962号)

この改正は、平成25年2月6日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成24年度予算に係る交付金から適用する。

附則 (平成25年25環保第2078号)

この改正は、平成26年4月1日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成26年度予算に係る交付金から適用する。

附則 (平成27年27環保第2388号)

この改正は、平成28年3月22日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成28年度予算に係る交付金から適用する。

附則 (平成28年28環保第2720号)

この改正は、平成29年3月24日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成29年度予算に係る交付金から適用する。

附則 (平成29年29環保第2433号)

この改正は、平成30年3月30日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成30年度予算に係る交付金から適用する。

附則 (平成30年30環保第2495号)

この改正は、平成31年3月29日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、平成31年度予算に係る交付金から適用する。

附則（令和元年元環保第1243号）

この改正は、令和元年10月10日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、令和元年度予算に係る交付金から適用する。

附則（令和元年元環保第2441号）

この改正は、令和2年3月30日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、令和2年度予算に係る交付金から適用する。

附則（令和2年2環保第2539号）

この改正は、令和3年4月1日から施行し、改正後の除染対策事業交付金交付要綱は、令和3年度予算に係る交付金から適用する。